平成２６年（フ）第８５９号
東京都府中市天神町４丁目30番地の１川辺コーポラス101
債務者　鈴木　政久
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５０２号
静岡市葵区鷹匠３丁目５番５号
債務者　永野　和巳
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４号
熊本県八代市日置町423番地６
債務者　江嶋　郁美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１３８９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字別所字松尾1141―1
破産者　株式会社地研工業
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４８号
最後の住所山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1522
破産者　被相続人亡奥野秀一相続財産
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８６３号
横浜市港北区新羽町4353番地
破産者　有限会社星野技研
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０号
岐阜市美島町３―16、住民票上の住所岐阜県可児市皐ケ丘７丁目148番地
破産者　水野　弘幸
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第７８号
愛知県江南市小杁町鴨ヶ池222番地
破産者　愛北生コン株式会社
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５３５号
東京都町田市小山町1088―14
破産者　穂坂　敬江
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　届出をした破産債権者の全員が破産債権の届出を取り下げ、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４号
長野県小諸市大字和田853番地57、旧住所長野県佐久市長土呂433番地２
破産者　佐藤　正一
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第５２５号
福岡市中央区笹丘１丁目12番31―203号、開始決定時の住所福岡市中央区笹丘１丁目９番16―703号
破産者　安藤美知子
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４７号
福岡市博多区金の隈２丁目13番13―205号
破産者　古野　和男
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５７号
北海道上川郡東川町北町１丁目３番３号、開始決定時の住所北海道北広島市大曲柏葉２丁目２番地23
破産者　冨樫　和弘
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２３号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾2222番地
破産者　池田　雅雄
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４０号
神奈川県綾瀬市寺尾本町２丁目５番403号
破産者　原　恵美子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３４号
神奈川県大和市下鶴間3002番地１（住民票上の住所）
破産者　木村　友明
成年後見人　井上加良子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部